

特例郵便等投票制度のご案内

(令和5年4月23日執行 江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙)

◆特例郵便等投票制度とは

新型コロナウイルス感染症のため自宅等で療養中の方が、郵便等を用いて療養先で投票する制度です。

◆本制度の対象となる方

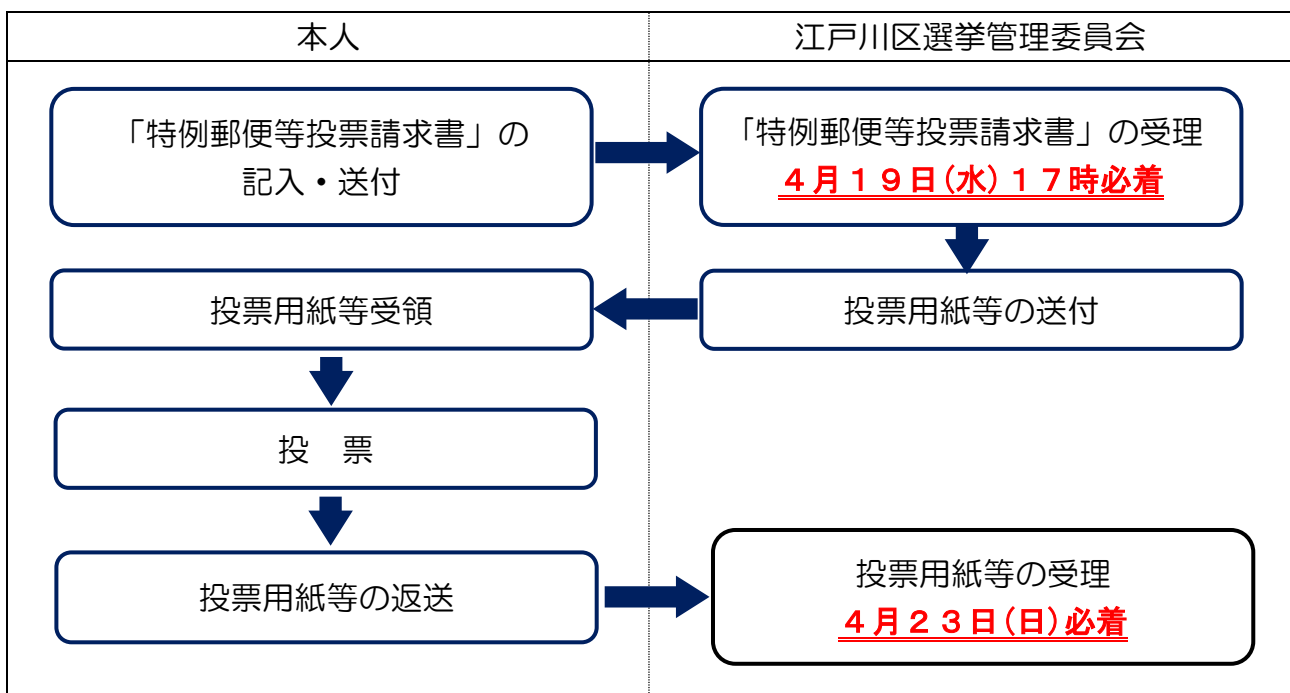
感染症法による外出の制限期間が4月17日(月)から4月23日(日)の間に重なる方

※外出制限解除以降にご請求があった場合には、本制度をご利用できません。

◆江戸川区で投票できる方【①～③全てを満たす方が対象です】

- ①平成17年4月24日までの出生者であること。
- ②令和5年4月15日時点で日本国籍を有し、その後喪失していないこと。
- ③江戸川区の選挙人名簿に登録されていること。

◆投票用紙請求から投票までの流れ



投票用紙の請求方法など、詳しくはお問い合わせください
江戸川区選挙管理委員会事務局 03(5662)5553